

今後の住民記録システム 標準仕様書の修正点（案）

令和3年12月23日

1. 住民記録システムにおける除票の取り扱い方針の整理
2. オンライン化に係る仕様書策定に伴う住民記録システム標準仕様書修正
3. 住民記録システム標準仕様書修正内容（オンライン仕様書関連を除く）

1. 住民記録システムにおける除票の取り扱い方針の整理

- 住民記録システム標準仕様書2.0版策定時に論点となった、除票の取り扱い方針について整理を実施します。

除票に関する論点 及び それに対する方針

| 論点 | 論点詳細 | 方針 |
|--|---|--|
| 除票DBの標準形式に合わせられない除票について、どのような許容条件を設定するか。 | 法改正により、除票の保存期間が150年となった。基本的には除票の標準レイアウトに合わせて管理するが、過去の除票で標準レイアウトに合致していないものについては、期限等で区切って標準レイアウトに合わせる除票の整理をする必要がある。 | 平成26年以降の除票については標準レイアウトに合わせ、それよりも前の除票については標準レイアウトに合わせないことも許容することとする。 |
| 除票からの異動の取消し（回復）の仕様についてどのように設定するか。 | 除票は150年間保存するが故にベンダ移行は必ず発生することから、データレイアウトを厳密に定めてきた。一方住民記録DBについてはデータレイアウト等を定めていないことから、異動の取消しですべての項目を回復することは難しい。ただし、除票については法制度上“住民票から抜かれた状態”といった規定しかない。したがって、除票の写しを取る場合は住民票に記載されていた内容の写しが取れなければならないと考えられるが、解釈についても併せて検討しつつ、異動の取消しでどのように回復させるか、いつまですべての項目を回復させるかについて検討する。 | 除票DBの情報のみで住民記録DBへ異動の取消し（回復）をし、住民記録DBにおいて不足情報については職権記載で追加する形式とする。 |

2. オンライン化に係る仕様書策定に伴う住民記録システム標準仕様書修正 (1/3)

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- オンライン化に係る仕様書※1策定に伴い、住民記録システム標準仕様書においても追記および修正を実施します。

オンライン化に係る仕様書内容 および それに伴う住民記録システム標準仕様書修正内容

| 修正ポイント | オンライン仕様書記載内容 | 住民記録システム標準仕様書修正内容 |
|---|---|---|
| シリアル番号を申請管理システムに連携すること。 | シリアル番号は、住基ネットCSを介して、地方公共団体情報システム機構のカード管理システムから取得することができる。既存住基システムについて、住基ネットCSからシリアル番号を取り込み、シリアル番号を既存住基システム等が住民に付番した庁内利用目的の番号（以下「宛名番号」）へ変換し、申請管理システムへ連携する機能を実装すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 凡例 自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書…オンライン化に係る標準仕様書 7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得【考え方・理由】 本機能により、住民の電子証明書情報を住民記録システムにおいて管理することが可能となる。これは、個人番号カードによる証明書等の交付や電子申請を受け付ける際の申請者の特定の基礎となり、また、<u>オンライン化に係る標準仕様書に基づき、申請管理システムへの連携のため必要となるものである。</u> なお、署名用電子証明書のシリアルは各自治体のCSには連携されており、統合端末から確認が可能であることから、今後、CSから住民記録システムへ情報を連携する改修を行うことで対応していく。 |
| シリアル番号と住民票コードの対応情報から、宛名番号と紐づけて申請管理システムに連携できること。 | <ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムは、住基ネットCSの証明書情報連携機能と連携して必要に応じて、適宜、シリアル番号と住民票コードの対応情報を取得すること（詳細は住基ネット「既存住基システム改造仕様書」を参照のこと。）。取得した対応情報は、既存住基システムが保持する住民票コード管理テーブルを参照して住民票コードを宛名番号に変換し、シリアル番号と宛名番号の紐付情報を管理すること。 既存住基システムは、申請管理システムで保持する番号紐付情報を最新の情報に更新するため、必要に応じて、適宜、番号紐付情報の差分データを出力すること。申請管理システムは差分データを取り込み、自システムが保持する紐付情報を更新する。 | <p><u>7.1.2.5 申請管理システム連携</u> 【実装すべき機能】 <u>住基ネットより取得した利用者証明用電子証明書のシリアル番号と住民票コードの対応情報に基づき、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）の宛名番号と紐づけることができること。</u> <u>利用者証明用電子証明書のシリアル番号及び当該シリアル番号と紐付いた宛名番号については、異動差分の形式で申請管理システムに対し、連携（提供）できること。</u></p> |

※1 オンライン化に係る標準仕様書…自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書

2. オンライン化に係る仕様書策定に伴う住民記録システム標準仕様書修正 (2/3)

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- オンライン化に係る仕様書策定に伴い、住民記録システム標準仕様書においても追記および修正を実施します。

オンライン化に係る仕様書内容 および それに伴う住民記録システム標準仕様書修正内容

| 修正ポイント | オンライン仕様書記載内容 | 住民記録システム標準仕様書修正内容 |
|--|--|--|
| <p>申請管理システムから受領した申請データについて、整合性確認等を実施し取り込むこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 申請管理システムから、連携対象となる申請データを一括で取得すること。 取得した申請データに対して、基幹システムや他システムが保有する情報とデータ突合を行い、データの整合性確認及びデータベース更新処理を行う機能を実装する。 整合性確認でエラーの無い申請データは、基幹システムのデータベースを更新して更新結果リストを出力すること。何らかの問題のある申請データが存在する場合は更新処理をスキップし、エラーリストを出力すること。 | <p>4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）</p> <p>【実装すべき機能】 特例転入を利用した転出に対応していること。 マイナポータル等により申請された転出届の情報を、特定通信により、（略）申請管理システム（略）<u>経由でから取得し</u>住民記録システムへ取り込むことができること。 <u>職員の手を介することなく自動で、複数件の転出届情報を一括で取り込むことができること。</u> <u>その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。</u> また、取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民記録システム内の情報と突合できることとし、転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出予定年月日に関しては存在しない日付又は矛盾した日付となっていないか等のエラーチェックができること。<u>エラーチェックの結果に基づき、転出届情報取込エラー一覧表を作成し、必要に応じて出力できること。</u>取り込んだ転出届の情報について、エラーチェックの結果に応じて修正の上管理できること。修正の際には異動履歴を残した状態で管理できること。</p> <p>（※）エラーチェックや審査・決裁の結果を申請管理システムに連携できること。また、併せて受付不可や保留とした際の理由や、適宜職員が修正を加えた内容について記載できる自由記載項目についても、申請管理システムに連携できること。</p> <p>この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。</p> |

（※）黄色マーカー箇所の機能については、下記条件が整ってから、当該機能の追加を検討する。

- 総務省において検討している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定により、マイナンバー利用事務系から外部接続先（ぴったりサービス）へのデータのアップロードが実現すること
- デジタル庁によって整備されるマイナポータルにおいて、ステータス表示や受付不可理由や修正点等を確実に住民に連携できる仕組みが整っていること（論点）職員が情報を修正した（住所番地1-2-3表記を1丁目2番3号に修正等）場合に、確実に住民に示す方法をどのように構築するか等

2. オンライン化に係る仕様書策定に伴う住民記録システム標準仕様書修正 (3/3)

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- オンライン化に係る仕様書策定に伴い、住民記録システム標準仕様書においても追記および修正を実施します。

オンライン化に係る仕様書内容 および それに伴う住民記録システム標準仕様書修正内容

| 修正ポイント | オンライン仕様書記載内容 | 住民記録システム標準仕様書修正内容 |
|--|-----------------|---|
| <p>申請管理システムから受領した申請データについて、整合性確認等を実施し取り込むこと。</p> | <p>－ (前頁続き)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） <p><u>【実装してもしなくても良い機能】</u> <u>更新結果について当該申請者に対して通知するための転出届取込結果通知書を出力できること。</u> <u>申請管理システムから取得した転出届の情報を取り込んだ結果を示す更新結果リストを作成・出力できること。</u></p> <p><u>【考え方・理由】</u> (中略) デジタル社会形成整備法により住民基本台帳法が改正され、個人番号カード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。 <u>オンライン化に係る標準仕様書に基づき、申請管理システムから住民記録システムへ転出届情報を取り込んだ際も、必ず審査・決裁を実施すること。</u></p> |

3. 住民記録システム標準仕様書修正内容（オンライン仕様書関連を除く）（1/5）

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- APPLICよりいただいたご指摘やデジタル庁とのデータ要件・連携要件に関する調整等を踏まえ、住民記録システム標準仕様書においても追記および修正を実施します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

| # | 修正ポイント | 住民記録システム標準仕様書修正内容 | | | | | | |
|------------|---|---|-----------|---|-----------------------|------------|---|---------------------------|
| 1 | <p>管理データ項目の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録システムに連携する成年被後見人の審判確定日の管理が必要である。 改製で記載された年月日及び改正で削除となった年月日については、他システム連携の際に通常の記載又は削除であるとの誤解を生まないう、処理日とは別に管理する必要がある。 | <p>1.1.1 日本人住民データの管理 1.1.2 外国人住民データの管理</p> <p>【住民票のその他の項目】 （中略） ・成年被後見人の該当有無 ・<u>成年被後見人の審判確定日</u> ・処理日（4.0.3参照） ・<u>改製記載年月日（改製記載の場合）</u> （中略）</p> <p>【住民票の除票固有のその他の項目】 （中略） ・<u>改製削除年月日（改製削除の場合）</u> （後略）</p> | | | | | | |
| 2 | <p>統合記載欄C類型の記載追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名のカタカナ表記及び事実上の世帯主の氏名は、印鑑登録システムやその他システムへの連携の際に項目を他のC類型項目と分けて送付する必要がある。 | <p>1.1.14 統合記載欄【考え方・理由】</p> <p>○ C類型として記載する備考の例</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名のカタカナ表記</td> <td>非漢字圏の外国人住民について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合 <u>※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。</u></td> <td>氏名のカタカナ表記 チャン ユウリン</td> </tr> <tr> <td>事実上の世帯主の氏名</td> <td>実際に世帯主に相当する者が住民基本台帳法の適用から除外されている外国人である場合で、その者の氏名が確認できている場合 <u>※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。</u></td> <td>事実上の世帯主の氏名 ZHANG YULIN</td> </tr> </table> | 氏名のカタカナ表記 | 非漢字圏の外国人住民について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合 <u>※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。</u> | 氏名のカタカナ表記 チャン ユウリン | 事実上の世帯主の氏名 | 実際に世帯主に相当する者が住民基本台帳法の適用から除外されている外国人である場合で、その者の氏名が確認できている場合 <u>※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。</u> | 事実上の世帯主の氏名 ZHANG YULIN |
| 氏名のカタカナ表記 | 非漢字圏の外国人住民について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合 <u>※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。</u> | 氏名のカタカナ表記 チャン ユウリン | | | | | | |
| 事実上の世帯主の氏名 | 実際に世帯主に相当する者が住民基本台帳法の適用から除外されている外国人である場合で、その者の氏名が確認できている場合 <u>※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。</u> | 事実上の世帯主の氏名 ZHANG YULIN | | | | | | |

3. 住民記録システム標準仕様書修正内容（オンライン仕様書関連を除く）（2/5）

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- APPLICよりいただいたご指摘やデジタル庁とのデータ要件・連携要件に関する調整等を踏まえ、住民記録システム標準仕様書においても追記および修正を実施します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

| # | 修正ポイント | 住民記録システム標準仕様書修正内容 |
|---|---|---|
| 3 | <p>支援対象者データベースにおける項目追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 前住所地市区町村においてもその他文言を登録する可能性があるため、追加する。 | <p>1.1.16 支援対象者管理</p> <p><データベース上の項目></p> <p>②前住所地市区町村等の場合 （中略） ・<u>その他（任意の文言を登録できること。）</u></p> |
| 4 | <p>再転入者アラートの追記</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名や性別等の組み合わせのいずれかが一致する者についてアラートを発出する機能の利用については、自治体の判断とする。 | <p>4.1.1.2 再転入者【考え方・理由】</p> <p>また、氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日のいずれか又はすべての組み合わせが一致する者については、アラートを表示し、再転入者に該当するかの確認を行う。3情報のすべてが一致する者についてアラートを表示するという意見もあったが、婚姻等の理由で氏に変更する者も一定数想定されることから名（又は名のフリガナ）についても対象とした。<u>当該機能は複数の条件のいずれかの組み合わせについて対応できることを指しており、機能をどう利用するかについては自治体の判断とする。</u></p> |
| 5 | <p>一般市区町村における戸籍照合通知の取り扱いの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入通知と同様、一般市区町村においては実装してもしなくても良い機能とする。 | <p>4.2.0.6 CSから受信した戸籍照合通知の取込</p> <p>CSから戸籍照合通知（法第19条第2項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 （中略） <u>本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良い。その際、通知内容を手動で入力することができること。</u></p> |

3. 住民記録システム標準仕様書修正内容（オンライン仕様書関連を除く）（3/5）

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- APPLICよりいただいたご指摘やデジタル庁とのデータ要件・連携要件に関する調整等を踏まえ、住民記録システム標準仕様書においても追記および修正を実施します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

| # | 修正ポイント | 住民記録システム標準仕様書修正内容 |
|---|---|--|
| 6 | <p>住民票コード照会通知の件数に関する記載の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍情報システム等からの住民票コード照会通知は残ることから、記載を削除する。 | <p>4.2.0.7 CSから受信した住民票コード照会通知の取込【考え方・理由】</p> <p>（中略）</p> <p>なお、デジタル手続法の施行に伴い、出生、帰化、国籍取得、住民票コード変更時も戸籍附票記載事項通知に住民票コードを設定し、CSを介して本籍地に連携することとなる。そのため、連携タイミングによるタイムラグはあるものの、本籍地に該当住民の住民票コードは必ず連携されることとなるため、住民票コード照会通知を使用する機会は非常に少ない。加えて、4情報で一致しない時点で住所地と本籍地とで電話等による調整が必要となるため、手動によるCSへの戸籍附票記載事項通知送信機能は不要とした。</p> <p>（後略）</p> |
| 7 | <p>発行された順に付された番号体系の追記</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行された順に付された番号は帳票ごとでの連番とする旨を記載。 | <p>5.5 発行番号</p> <p>（中略）</p> <p>発行番号は以下の表示方法とすること。 発行年月日・市区町村名・発行端末名番号・発行プリンタ番号・発行された順に付された番号・ページ数／総ページ数</p> <p>（中略）</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>（中略）<u>発行された順に付された番号については、帳票ごとでの連番とすること。</u>（後略）</p> |

3. 住民記録システム標準仕様書修正内容（オンライン仕様書関連を除く）（4/5）

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- APPLICよりいただいたご指摘やデジタル庁とのデータ要件・連携要件に関する調整等を踏まえ、住民記録システム標準仕様書においても追記および修正を実施します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

| # | 修正ポイント | 住民記録システム標準仕様書修正内容 | | | | | | | | |
|------|--|---|-------------|---|--|-------------|------|---|--|--|
| 8 | <p>民法改正に伴うエラー内容の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚できることから、<u>2024年4月1日以降</u>から「18歳未満の続柄を「妻」と入力した場合」にエラーとする。 | <p>11.1 エラー・アラート項目</p> <p>○ エラー項目一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>16</td> <td>日本人について、16歳未満の続柄を「妻」と入力した場合 ※20242年4月1日以降は18歳</td> <td>16歳未満のため、妻を選択することはできません。 ※20242年4月1日以降は18歳</td> <td>1.1.11</td> </tr> </table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1"> <tr> <td>16</td> <td colspan="3">(前略) ※民法改正により2022年4月1日以降は18歳に引き上げとなるが、<u>ことに留意2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚することができる</u>とされていることも鑑み、<u>2024年4月1日以降に18歳未満の場合エラーとする。</u></td> </tr> </table> | 16 | 日本人について、16歳未満の続柄を「妻」と入力した場合 ※2024 2 年4月1日以降は18歳 | 16歳未満のため、妻を選択することはできません。 ※2024 2 年4月1日以降は18歳 | 1.1.11 | 16 | (前略) ※民法改正により2022年4月1日以降は18歳に引き上げとなるが、 <u>ことに留意2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚することができる</u> とされていることも鑑み、 <u>2024年4月1日以降に18歳未満の場合エラーとする。</u> | | |
| 16 | 日本人について、16歳未満の続柄を「妻」と入力した場合 ※2024 2 年4月1日以降は18歳 | 16歳未満のため、妻を選択することはできません。 ※2024 2 年4月1日以降は18歳 | 1.1.11 | | | | | | | |
| 16 | (前略) ※民法改正により2022年4月1日以降は18歳に引き上げとなるが、 <u>ことに留意2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚することができる</u> とされていることも鑑み、 <u>2024年4月1日以降に18歳未満の場合エラーとする。</u> | | | | | | | | | |
| 9 | <p>事務処理要領改訂に伴うエラー内容の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務処理要領第4-2-(2)-ウにて追加となった内容に伴い、アラートを盛り込む。 | <p>11.1 エラー・アラート項目</p> <p>○ アラート項目一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>新規追加</td> <td>既に住所を有する住民がいる住所に、転入又は転居の登録をした場合</td> <td>既に住所を有する住民がいます。必要に応じ届出者に対して状況の確認をしてください。</td> <td>4.1.1、4.1.2</td> </tr> </table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1"> <tr> <td>新規追加</td> <td colspan="3">事務処理要領第4-2-(2)-ウにて「<u>新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当</u>」とされているため。</td> </tr> </table> | 新規追加 | 既に住所を有する住民がいる住所に、転入又は転居の登録をした場合 | 既に住所を有する住民がいます。必要に応じ届出者に対して状況の確認をしてください。 | 4.1.1、4.1.2 | 新規追加 | 事務処理要領第4-2-(2)-ウにて「 <u>新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当</u> 」とされているため。 | | |
| 新規追加 | 既に住所を有する住民がいる住所に、転入又は転居の登録をした場合 | 既に住所を有する住民がいます。必要に応じ届出者に対して状況の確認をしてください。 | 4.1.1、4.1.2 | | | | | | | |
| 新規追加 | 事務処理要領第4-2-(2)-ウにて「 <u>新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当</u> 」とされているため。 | | | | | | | | | |

3. 住民記録システム標準仕様書修正内容（オンライン仕様書関連を除く）（5/5）

- APPLICよりいただいたご指摘やデジタル庁とのデータ要件・連携要件に関する調整等を踏まえ、住民記録システム標準仕様書においても追記および修正を実施します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

